

証券コード 5922
平成30年6月11日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿一丁目1番14号
那須電機鉄工株式会社
代表取締役社長 那須 幹 生

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後5時15分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区大久保二丁目8番3号
東京都電設工業企業年金基金会館 2階大会議室
3. 目的事項
報告事項 1. 第96期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第96期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件

4. インターネット開示についてのご案内

当社は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.nasudenki.co.jp>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。

- (1) 事業報告の「会社の体制および方針」のうち「業務の適正を確保するための体制」ならびに「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」および「会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
- (2) 連結計算書類の「連結注記表」
- (3) 計算書類の「個別注記表」

したがって、本添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合はインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.nasudenki.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業業績を背景に雇用・所得環境の改善が続くなど、緩やかな回復基調で推移したものの、中国を始めとするアジア新興国経済の景気の先行きや、米国における経済・金融政策の不確実性の影響などにより、先行きは不透明な状況で推移しました。

当社グループの関連業界におきましては、電力関連では、電力各社は小売全面自由化による新電力との競争などから、引き続き、設備投資の抑制や更なるコスト削減要請が継続しました。

また、通信関連では、設備投資はメンテナンス工事が中心であり、建築・道路関連においても資材価格の高騰や受注競争の激化などから、引き続き、厳しい状況にありました。

このような状況のなか、当社グループは、「チェンジ&チャレンジ」を経営方針に掲げ、生産体制の最適化を目指し、重点設備投資による収益性の向上、注力製品の洗い出しと生産効率化に努め、グループ各社との連携をより一層充実して、経営の効率化を推進しました。

その結果、当連結会計年度の業績につきましては、受注高は182億30百万円（前連結会計年度比3.7%増）、売上高は182億39百万円（同7.9%増）となりました。

損益につきましては、コスト削減効果や採算性の改善などにより、営業利益は6億32百万円（同27.0%増）、経常利益は7億5百万円（同50.4%増）となったものの、当社および関係会社所有の土地（千葉県八千代市大和田新田）の一部について環境対策費として4億28百万円ならびに当社砂町工場の土地売却に伴う一連の費用について事業構造改善費用として13億39百万円をそれぞれ特別損失に計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は7億54百万円（前連結会計年度は当期純利益2億87百万円）となりました。

なお、生産体制の最適化の一環として、当社砂町工場は、平成29年12月までに八千代事業所内に移転を完了しました。

事業セグメント別の状況は、次のとおりであります。

【電力・通信関連事業】

金物関係においては、配電用金物および通信用金物では一部大型件名があったものの、全体的には、修繕費・設備投資の抑制傾向により、需要低迷が続いております。一方、鉄塔関係においては、送電用鉄塔の高経年化による幹線鉄塔の建替えや通信鉄塔を含めたメンテナンス工事などを積極的に受注し、売上を伸ばしました。

その結果、売上高は106億60百万円（前連結会計年度比3.6%増）、セグメント利益は9億3百万円（同11.4%増）となりました。

【建築・道路関連事業】

道路施設関係においては、遮音壁支柱やトンネル換気設備工事の積極的な受注に努めるとともに、溶融亜鉛めっき貨加工など表面処理件名の大幅な増加に伴い、売上を伸ばしました。

その結果、売上高は50億9百万円（前連結会計年度比20.3%増）、セグメント利益は1億82百万円（同12.9%増）となりました。

【碍子・樹脂関連事業】

碍子関係においては、全体的に低調に推移したものの、樹脂関係においては、配電用樹脂製品が売上を伸ばしました。

その結果、売上高は25億70百万円（前連結会計年度比4.8%増）、セグメント利益は1億12百万円（同36.2%増）となりました。

①企業集団の事業セグメント別受注高・売上高・繰越高

(単位:百万円)

区 分	前連結会計年度 繰 越 高	当連結会計年度受注高		当連結会計年度売上高		翌連結会計年度 繰 越 高
		金 額	構成比	金 額	構成比	
電力・通信関連事業	1,477	10,583	58.0%	10,660	58.4%	1,400
建築・道路関連事業	1,741	5,063	27.8%	5,009	27.5%	1,794
碍子・樹脂関連事業	705	2,583	14.2%	2,570	14.1%	718
計	3,923	18,230	100.0%	18,239	100.0%	3,914

②当社の部門別受注高・売上高・繰越高

(単位:百万円)

区 分	前 期 繰 越 高	当 期 受 注 高		当 期 売 上 高		次 期 繰 越 高
		金 額	構成比	金 額	構成比	
鉄 塔 部 門	1,015	2,913	19.5%	3,136	20.7%	792
架 線 金 物 部 門	413	6,940	46.3%	6,791	44.8%	562
碍 子 部 門	557	993	6.6%	973	6.4%	577
その他製品部門	1,881	4,141	27.6%	4,265	28.1%	1,757
計	3,867	14,989	100.0%	15,166	100.0%	3,690

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資額は35億32百万円であり、主に当社砂町工場の移転に伴う生産設備の取得によるものであります。

(3) 資金調達の状況

社債償還および長期借入金の返済資金等に充当するため、当社において平成29年12月22日付第42回無担保社債(3年、1億50百万円)を発行しました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、当社の主要顧客である電力各社では、引き続き、経営効率化の推進により、修繕費や設備投資の抑制、調達コストの低減が継続されるものと予想しておりますが、送配電設備の健全化の必要性のもと、計画的に経年劣化対策が実施されるものと思われれます。また、建築・道路関連事業においても、2020年の東京オリンピック開催に向け、整備計画が急ピッチで進められております。

当社グループとしては、これらの状況に対応するため、生産体制の最適化の一環として、関東圏でのものづくり機能を当社八千代事業所に集約させるとともに、溶融亜鉛めっき設備など、生産設備の重点投資による生産効率化、ERP導入による経営効率化を進めており、業績の向上に努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも相変わらぬご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 93 期 平成26年度	第 94 期 平成27年度	第 95 期 平成28年度	第 96 期 平成29年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	21,506	18,143	16,907	18,239
経 常 利 益 (百万円)	625	518	469	705
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	879	380	287	△754
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	753.29	326.08	246.47	△646.59
総 資 産 (百万円)	31,051	30,574	32,096	35,589
純 資 産 (百万円)	14,128	14,337	14,478	13,923

(注) 当社は、平成29年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、第93期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 93 期 平成26年度	第 94 期 平成27年度	第 95 期 平成28年度	第 96 期 平成29年度 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	15,961	14,786	14,123	15,166
経 常 利 益 (百万円)	569	317	222	408
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	554	222	113	△932
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	475.26	190.74	97.60	△799.07
総 資 産 (百万円)	28,615	28,174	29,807	32,837
純 資 産 (百万円)	13,545	13,593	13,519	12,693

(注) 当社は、平成29年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、第93期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
那 須 電 材 産 業 株 式 会 社	百万円 30	% 95.00	関東地区での鉄塔、鉄構、架線金物、地中線金物、碍子の販売・工事請負
那 須 電 機 商 事 株 式 会 社	10	68.50	関西地区での鉄塔、鉄構、架線金物、地中線金物、碍子の販売・工事請負

- (注) 1. 出資比率は、子会社が保有する株式を含めて算出しております。
2. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社2社を含め8社であります。

(7) 主要な事業内容

セグメント	主 な 事 業 内 容
電力・通信関連事業	鉄塔・鉄構、鉄柱、架線金物、地中線材料等の製作・販売
建築・道路関連事業	鉄骨、鉄構、道路施設機材の製作・販売ならびに溶融亜鉛めっき加工および建設工事の請負
碍子・樹脂関連事業	碍子、電気用樹脂製品(碍子用樹脂カバー等)等の製作・販売

(8) 主な事業所

① 当社の主要な営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区	砂 町 工 場	東京都江東区
関 西 営 業 部	大阪府大阪市	八 千 代 工 場	千葉県八千代市
中 部 支 店	愛知県名古屋市	大 阪 工 場	大阪府大阪市
九 州 支 店	福岡県福岡市	会 津 工 場	福島県大沼郡
沖 縄 支 店	沖縄県宜野湾市		

(注) 砂町工場は、平成29年12月に八千代事業所内に移転致しました。

② 主要な子会社の事業所

会 社 名	本 社 所 在 地	工 場 所 在 地
那 須 電 材 産 業 株 式 会 社	東京都江東区	大阪府大阪市
那 須 電 機 商 事 株 式 会 社	大阪府大阪市	—

(注) 当社の連結子会社は、上記の主要な子会社2社を含め8社であります。

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
457名	11名減

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員56名（期中平均雇用人員）を含みません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
334名	9名減	44.5歳	19.8年

(注) 使用人数は就業人員であり、出向者4名および臨時従業員43名（期中平均雇用人員）を含みません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,113
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,266
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	622
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	418
株 式 会 社 千 葉 興 業 銀 行	377

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,166,777株 (自己株式 33,223株を除く)
- (3) 株 主 数 1,327名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 那 須 商 事	63	5.40
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	50	4.29
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	50	4.29
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	40	3.50
山 洋 電 気 株 式 会 社	31	2.71
エ ム エ ム 建 材 株 式 会 社	30	2.63
損 害 保 険 ジャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	30	2.57
那 須 俊 好	29	2.50
J F E ス チ ー ル 株 式 会 社	25	2.15
フ ル ハ シ ミ ノ ル	17	1.50

(注) 持株比率は自己株式（33,223株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況(平成30年3月31日現在)

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	那 須 幹 生	北海道那須電機株式会社 代表取締役社長 東北那須電機株式会社 代表取締役社長
取締役副社長	平 岡 和 博	生産部門担当兼資材担当 那須エンジニアリング株式会社 代表取締役社長
専務取締役	西 岡 雅 之	管理部門担当
常務取締役	鈴 木 智 晴	営業部門担当兼営業管理室長兼海外部長兼沖縄支店長 那須電材産業株式会社 代表取締役社長
常務取締役	高 橋 昌 裕	経営企画室長
取締役	杉 村 嘉 穂	経理部長
取締役	工 藤 剛 生	技術開発部長 那須化成株式会社 代表取締役社長
取締役	横 山 明 男	生産管理室長
取締役(常勤監査等委員)	児 平 幸 三	
取締役(監査等委員)	黒 滝 一 雄	公認会計士黒滝一雄事務所所長
取締役(監査等委員)	木 村 英 知	

- (注) 1. 取締役黒滝一雄および木村英知の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、常勤の監査等委員として児平幸三氏を選定しております。
3. 取締役黒滝一雄氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 取締役児平幸三氏は当社内の経理部門での業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役黒滝一雄氏は公認会計士および税理士としての資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 平成30年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏名	異動後の担当
平岡 和博	資材担当
高橋 昌裕	生産部門担当兼八千代工場長
横山 明男	経営企画室長兼生産管理室長

7. 平成30年5月29日付で次のとおり異動がありました。

氏名	異動後の重要な兼職
平岡 和博	那須工業株式会社 代表取締役社長 那須エンジニアリング株式会社 代表取締役社長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	員 数	報酬等の総額
	名	千円
取締役（監査等委員を除く）	9	171,507
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	32,500 (9,300)
合 計	12	204,007

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ① 当事業年度における役員賞与引当金の繰入額46,000千円（取締役（監査等委員を除く）8名に対し39,500千円、取締役（監査等委員）3名に対し6,500千円、うち社外取締役2名に対し1,500千円）
- ② 当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額13,985千円（取締役（監査等委員を除く）9名に対し11,985千円、取締役（監査等委員）3名に対し2,000千円、うち社外取締役2名に対し600千円）
3. 平成29年6月29日開催の第95回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対し19,522千円支給しております。なお、この金額には当事業年度及び過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。
4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第93回定時株主総会において年額250,000千円以内と決議いただいております。
5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第93回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

(4) 取締役の報酬等の決定に係る方針の概要

① 取締役（監査等委員を除く）の報酬等

取締役（監査等委員を除く）の報酬等は、株主総会で決議いただいた総額の範囲内で、役位や職責に対応した固定給としての基本報酬と単年度の業績に連動した賞与からなっており、取締役会にて決定することとしております。

② 取締役（監査等委員）の報酬等

監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で決議いただいた総額の範囲内で、個々の監査等委員である取締役の職務と責任に応じた報酬額を監査等委員である取締役の協議によって決定することとしております。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外取締役（監査等委員）の重要な兼職先と当社との関係

氏名	重要な兼職先と当社との関係
黒滝 一雄	該当事項はありません。
木村 英知	該当事項はありません。

② 社外取締役（監査等委員）の主な活動状況

氏名	主な活動状況
黒滝 一雄	当事業年度開催の取締役会12回全てに、また監査等委員会13回全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から発言を行っています。
木村 英知	当事業年度開催の取締役会12回全てに、また監査等委員会13回全てに出席し、必要に応じ議案審議に必要な発言を行っています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	29百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額で記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(4) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について相当であるとの判断をし、同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の再任の適否については、監査等委員会が会計監査人の職務の遂行状況等を毎期、考慮・検討します。その結果、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中で記載の金額は表示単位未満は切捨て、比率その他の数値は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	14,038,829	流動負債	12,420,222
現金及び預金	4,452,505	支払手形及び買掛金	2,546,520
受取手形及び売掛金	4,146,177	電子記録債務	1,610,990
電子記録債権	885,941	短期借入金	1,205,000
製品	1,287,973	1年内返済予定の長期借入金	1,385,254
仕掛品	1,635,483	1年内償還予定の社債	770,000
原材料及び貯蔵品	658,192	未払費用	144,127
繰延税金資産	595,233	未払法人税等	109,484
その他の	379,854	未払消費税等	16,735
貸倒引当金	△2,533	前受金	44,259
固定資産	21,551,111	賞与引当金	229,675
有形固定資産	15,408,335	役員賞与引当金	68,400
建物	3,246,441	環境対策引当金	264,600
構築物	333,983	その他の	4,025,175
機械及び装置	2,611,728	固定負債	9,245,966
車輛運搬具及び工具器具備品	100,969	社債	950,000
土地	9,106,205	長期借入金	3,507,308
建設仮勘定	9,007	再評価に係る繰延税金負債	2,052,330
無形固定資産	247,321	役員退職慰労引当金	225,773
借地権	66,231	退職給付に係る負債	1,984,392
ソフトウェア	80,648	その他の	526,162
その他の	100,441	負債合計	21,666,189
投資その他の資産	5,895,454	純資産の部	
投資有価証券	2,204,705	株主資本	9,004,586
繰延税金資産	128,856	資本金	600,000
投資不動産	3,202,853	資本剰余金	30,708
その他の	379,229	利益剰余金	8,450,940
貸倒引当金	△20,190	自己株式	△77,062
		その他の包括利益累計額	4,728,008
		その他有価証券評価差額金	858,441
		土地再評価差額金	3,848,900
		退職給付に係る調整累計額	20,665
		非支配株主持分	191,156
		純資産合計	13,923,751
資産合計	35,589,940	負債及び純資産合計	35,589,940

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		18,239,846
売上原価		15,450,720
売上総利益		2,789,126
販売費及び一般管理費		2,156,786
営業利益		632,340
営業外収益		
受取利息	69	
受取配当金	51,566	
受取賃貸料	306,137	
固定資産売却益	1,189	
その他	22,917	381,880
営業外費用		
支払利息	60,860	
社債借入費	5,348	
賃借料	202,768	
借入金手数料	18,831	
支払保証料	12,165	
社債発行費	2,563	
固定資産除却損	3,291	
その他	2,992	308,821
経常利益		705,398
特別損失		
事業構造改善費用	1,339,183	
環境対策費	428,100	1,767,283
税金等調整前当期純損失(△)		△1,061,884
法人税、住民税及び事業税	149,521	
法人税等調整額	△467,253	△317,731
当期純損失(△)		△744,153
非支配株主に帰属する当期純利益		10,276
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△754,429

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	600,000	30,708	9,322,049	△76,994	9,875,763
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△116,679		△116,679
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△754,429		△754,429
自己株式の取得				△68	△68
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△871,108	△68	△871,176
当 期 末 残 高	600,000	30,708	8,450,940	△77,062	9,004,586

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	588,582	3,848,900	△8,034	4,429,448	173,616	14,478,828
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△116,679
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)						△754,429
自己株式の取得						△68
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	269,859	—	28,700	298,559	17,540	316,099
当 期 変 動 額 合 計	269,859	—	28,700	298,559	17,540	△555,076
当 期 末 残 高	858,441	3,848,900	20,665	4,728,008	191,156	13,923,751

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,029,288	流動負債	11,200,454
現金及び預金	2,736,359	支払手形	605,617
受取手形	392,018	買掛金	1,218,106
売掛金	3,113,090	電子記録債務	1,625,164
電子記録債権	692,172	短期借入金	995,000
製品	1,206,707	1年内返済予定の長期借入金	1,341,694
仕掛品	1,574,228	1年内償還予定の社債	770,000
原材料及び貯蔵品	302,687	リース債務	35,755
前払費用	96,085	未払金	1,481,846
繰延税金資産	575,580	未払費用	110,579
未収入金	326,252	未払法人税等	47,582
その他	16,726	前受金	32,173
貸倒引当金	△2,620	預り金	36,046
固定資産	21,807,793	賞与引当金	178,100
有形固定資産	15,136,965	役員賞与引当金	46,000
建物	3,242,499	環境対策引当金	264,600
構築物	332,928	設備関係支払手形	412,741
機械及び装置	2,542,737	設備関係電子記録債務	462,535
車両運搬具	7,716	その他	1,536,910
工具、器具及び備品	76,349	固定負債	8,943,001
土地	8,925,726	社債	950,000
建設仮勘定	9,007	長期借入金	3,490,838
無形固定資産	231,790	リース債務	212,973
借地権	66,231	再評価に係る繰延税金負債	2,052,330
ソフトウェア	65,665	退職給付引当金	1,856,818
その他	99,892	役員退職慰労引当金	160,252
投資その他の資産	6,439,037	資産除去債務	143,088
投資有価証券	1,876,006	その他	76,700
関係会社株	370,093	負債合計	20,143,455
出資	4,932	純資産の部	
従業員に対する長期貸付金	1,088	株主資本	8,103,016
長期前払費用	49,726	資本金	600,000
繰延税金資産	86,055	資本剰余金	9,445
投資不動産	3,789,327	資本準備金	9,392
役員に対する保険積立金	160,831	その他資本剰余金	52
敷金	59,994	利益剰余金	7,570,634
その他	61,170	利益準備金	150,000
貸倒引当金	△20,190	その他利益剰余金	7,420,634
		圧縮積立金	872,341
		別途積立金	6,500,000
		繰越利益剰余金	48,292
		自己株式	△77,062
		評価・換算差額等	4,590,609
		その他有価証券評価差額金	741,709
		土地再評価差額金	3,848,900
資産合計	32,837,081	純資産合計	12,693,626
		負債及び純資産合計	32,837,081

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	15,166,533
売 上 原 価	13,264,559
売 上 総 利 益	1,901,974
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,581,132
営 業 利 益	320,842
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	106
受 取 配 当 金	59,743
受 取 賃 貸 料	416,833
固 定 資 産 売 却 益	653
そ の 他	20,917
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	56,721
社 債 利 息	5,343
賃 貸 費 用	309,594
借 入 手 数 料	18,831
支 払 保 証 料	12,124
社 債 発 行 費	2,563
固 定 資 産 除 却 損	3,272
そ の 他	2,083
経 常 利 益	408,562
特 別 損 失	
事 業 構 造 改 善 費 用	1,339,183
環 境 対 策 費	385,000
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△1,315,620
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	57,500
法 人 税 等 調 整 額	△440,775
当 期 純 損 失 (△)	△932,344

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			繰 越 利 益 剰 余 金
						圧 縮 積 立 金	別 積 立 金	途 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	600,000	9,392	52	9,445	150,000	881,572	6,500,000	1,088,085	
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額									
圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△9,231		9,231	
剰 余 金 の 配 当								△116,679	
当 期 純 損 失 (△)								△932,344	
自 己 株 式 の 取 得									
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)									
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	△9,231	—	△1,039,793	
当 期 末 残 高	600,000	9,392	52	9,445	150,000	872,341	6,500,000	48,292	

残高及び変動事由	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金 合 計	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	8,619,658	△76,994	9,152,109	518,005	3,848,900	4,366,905	13,519,014
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額							
圧 縮 積 立 金 の 取 崩	—		—				—
剰 余 金 の 配 当	△116,679		△116,679				△116,679
当 期 純 損 失 (△)	△932,344		△932,344				△932,344
自 己 株 式 の 取 得		△68	△68				△68
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)				223,703		223,703	223,703
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△1,049,024	△68	△1,049,092	223,703	—	223,703	△825,388
当 期 末 残 高	7,570,634	△77,062	8,103,016	741,709	3,848,900	4,590,609	12,693,626

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

那須電機鉄工株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 田 島 幹 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 早 崎 信 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、那須電機鉄工株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、那須電機鉄工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

那須電機鉄工株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 田 島 幹 也 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 早 崎 信 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、那須電機鉄工株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第96期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月23日

那須電機鉄工株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 児 平 幸 三 ㊟

監査等委員 黒 滝 一 雄 ㊟

監査等委員 木 村 英 知 ㊟

(注) 監査等委員黒滝一雄及び木村英知は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益分配につきまして、安定した配当の維持を基本とし、業績、内部留保の充実および財務状況を総合的に勘案して決定していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、前記事業報告に記載のとおり、当期純損失を計上し、繰越利益剰余金が不足いたしますので、安定配当方針のもと、別途積立金を取崩し、1株につき100円とさせていただきたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 減少する剰余金の項目およびその額
別途積立金 300,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 300,000,000円

2. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき100円 総額116,677,700円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	(1) 所 有 す る 当 社 株 式 数 (2) 当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
1	<p style="text-align: center;">な す み き お 那 須 幹 生 (昭和24年1月29日生)</p>	<p>昭和46年4月 古河電気工業株式会社入社 昭和54年4月 当社入社 昭和62年6月 当社取締役大阪工場副工場長 平成12年6月 当社常務取締役大阪工場長 平成14年6月 当社専務取締役 平成15年4月 当社取締役副社長営業本部長 平成19年6月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p style="text-align: center;">（重要な兼職の状況） 北海道那須電機株式会社 代表取締役社長 東北那須電機株式会社 代表取締役社長</p>	<p>(1) 10,200株 (2) 後記欄外 (注1)ご参照</p>
<p>【候補者とした理由】 那須幹生氏は、グループ会社の代表取締役をはじめ、平成19年より当社代表取締役社長として当社グループの経営を指揮し、強いリーダーシップと決断力で当社グループをけん引しております。その経験と実績を踏まえ、持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	(1) 所有する 当社株式数 (2) 当社との 特別 利害関係
2	<p style="text-align: center;">ひらおか かずひろ 平岡 和博 (昭和25年9月10日生)</p>	<p>昭和44年4月 当社入社 平成14年4月 当社技術開発本部部長兼構造技術 部長 平成15年6月 当社取締役技術開発本部部長兼構造 技術部長 平成18年10月 当社取締役技術開発担当兼知的財産 管理室長 平成19年6月 当社常務取締役技術開発部門担当 兼知的財産管理室長 平成20年4月 当社常務取締役技術開発部門担当兼 知的財産管理室長兼研究開発部長 平成22年4月 当社専務取締役技術開発部門担当 兼生産部門担当 平成23年4月 当社専務取締役生産部門担当兼資 材担当 平成25年1月 当社専務取締役生産部門担当兼資 材担当兼会津工場長 平成25年4月 当社専務取締役生産部門担当兼資材 担当兼大阪工場長兼会津工場長 平成25年6月 当社取締役副社長生産部門担当兼資 材担当兼大阪工場長兼会津工場長 平成26年4月 当社取締役副社長生産部門担当兼 資材担当 平成30年4月 当社取締役副社長資材担当（現任）</p> <p style="text-align: center;">(重要な兼職の状況)</p> <p>那須工業株式会社 代表取締役社長 那須エンジニアリング株式会社 代表取締役社長</p>	<p>(1) 3,700株 (2) 後記欄外 (注2)ご参照</p>
【候補者とした理由】			
<p>平岡和博氏は、当社の技術開発部門、生産部門において多くの業務運営に携わり、また、グループ会社の代表取締役として経営を担うなど、幅広い知識と経験を有しております。その経験と実績を踏まえ、持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
3	<p style="text-align: center;">にしおか まさゆき 西岡 雅之 (昭和33年1月10日生)</p>	<p>昭和55年4月 当社入社 平成14年4月 当社公共営業部長 平成15年6月 当社執行役員公共営業部長 平成19年6月 当社取締役公共営業部長 平成24年4月 当社常務取締役営業部門担当 平成26年4月 当社常務取締役営業部門担当兼 営業管理室長 平成29年4月 当社常務取締役管理部門担当 平成29年6月 当社専務取締役管理部門担当（現任）</p>	<p>(1) 4,300株 (2) なし</p>
【候補者とした理由】			
<p>西岡雅之氏は、長年にわたり当社営業の業務運営に携わり事業拡大を推進し、今までの経験と実績を活かし、管理部門の業務運営に携わっております。持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	(1) 所有する 当社株式数 (2) 当社との 特別 利害関係
4	すずき ともはる 鈴木 智晴 (昭和37年1月3日生)	昭和59年4月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員電力・通信営業部長 平成19年6月 当社取締役電力・通信営業部長 平成23年6月 当社取締役電力・通信営業部長兼 海外部長 平成25年4月 当社取締役電力・通信営業部長兼 海外部長兼沖縄支店長 平成29年4月 当社常務取締役営業部門担当兼営 業管理室長兼海外部長兼沖縄支店 長（現任） (重要な兼職の状況) 那須電材産業株式会社 代表取締役社長	(1) 15,200株 (2) 後記欄外 (注2) ご参照
<p>【候補者とした理由】</p> <p>鈴木智晴氏は、当社の営業部門を担当し、事業拡大を推進しております。また、グループ会社の代表取締役として経営を担っており、その経験と実績を踏まえ、持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
5	たかはし まきひろ 高橋 昌裕 (昭和31年7月25日生)	昭和55年4月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員総務部長 平成18年6月 当社取締役総務部長 平成22年4月 当社取締役総務部担当兼経営企画 室長 平成29年6月 当社常務取締役経営企画室長 平成30年4月 当社常務取締役生産部門担当兼八 千代工場長（現任）	(1) 3,200株 (2) なし
<p>【候補者とした理由】</p> <p>高橋昌裕氏は、長年にわたり当社の総務、法務、人事等の業務運営に携わり、幅広い職務経験を有しております。また、平成30年より今までの経験と実績を活かし、生産部門の業務運営に携わっております。その経験と実績を踏まえ、持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
6	すぎむら よしお 杉村 嘉穂 (昭和29年12月6日生)	昭和52年4月 当社入社 平成16年6月 当社経理部長 平成18年6月 当社執行役員経理部長 平成19年6月 当社取締役経理部長（現任）	(1) 2,400株 (2) なし
<p>【候補者とした理由】</p> <p>杉村嘉穂氏は、長年にわたり当社の経理・財務の業務運営に携わり、財務・会計に関する専門的な知識と経験を有しております。その経験と実績を踏まえ、持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	(1) 所有する 当社株式数 (2) 当社との 特別の 利害関係
7	くどう たけお 工藤 剛生 (昭和29年12月16日生)	昭和54年4月 当社入社 平成16年6月 当社技術開発部長 平成19年6月 当社執行役員技術開発部長 平成22年6月 当社取締役技術開発部長(現任) (重要な兼職の状況) 那須化成株式会社 代表取締役社長	(1) 2,600株 (2) 後記欄外 (注2) ご参照
【候補者とした理由】 工藤剛生氏は、長年にわたり当社の技術開発、研究開発の業務運営に携わり、専門的な知識と経験を有しております。また、グループ会社の代表取締役として経営を担っており、その経験と実績を踏まえ、持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
8	よこやま あきお 横山 明男 (昭和34年2月6日生)	昭和58年4月 当社入社 平成19年4月 当社生産管理室長 平成26年6月 当社執行役員生産管理室長 平成29年6月 当社取締役生産管理室長 平成30年4月 当社取締役経営企画室長兼生産管理室長(現任)	(1) 2,600株 (2) なし
【候補者とした理由】 横山明男氏は、当社の生産企画の業務運営に携わり、専門的な知識と経験を有しております。また、平成30年より経営企画業務を行っており、その経験と実績を踏まえ、持続的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 当社は、北海道那須電機株式会社ならびに東北那須電機株式会社との間に取扱商品の取引関係があります。
2. 当社は、那須電材産業株式会社、那須工業株式会社、那須化成株式会社ならびに那須エンジニアリング株式会社との間に取扱商品の取引関係があり、また、各社に建物を賃貸しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本定時総会開始の時をもって、平成29年6月29日開催の第95回定時株主総会において選任いただきました補欠の監査等委員である取締役小竹良夫氏の選任の効力が失効いたしますので、改めて監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意のうえ取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案の効力は次期定時株主総会が開催される時までといたします。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	(1) 所有する 当社株式数 (2) 当社との 特別の 利害関係
こたけ よしお 小竹良夫 (昭和23年11月24日生)	昭和47年4月 東洋時計株式会社入社 昭和52年4月 同社取締役 昭和61年1月 同社代表取締役社長（現任）	(1) 0株 (2) なし

- (注) 1. 小竹良夫氏は補欠の社外取締役候補者であります。
 2. 小竹良夫氏は、企業経営者としての豊富な経験や実績を有しており、社外取締役に就任された場合にはその経歴から適切な提言をいただけるものと判断しております。
 3. 当社は、社外取締役との間に責任限定契約を締結することができる旨を当社定款に定めております。小竹良夫氏の選任が承認された場合、社外取締役就任時に同氏と当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件

当社は、2015年6月26日開催の第93回定時株主総会において、株主の皆さまのご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「現対応方針」といいます。）を継続導入しておりますが、その有効期限は、本定時株主総会終結の時までとなっております。

当社では、現対応方針継続の決定後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、2018年4月24日に開催されました当社取締役会には社外取締役2名を含む取締役11名全員が出席し、会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、現対応方針の一部修正を行った対応方針を、本株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に継続（以下、継続後の対応方針を「本対応方針」といいます。）することを決定しました。

また、本対応方針の継続につきましては、当社監査等委員3名（うち社外取締役2名）はいずれも、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを前提として、本対応方針の継続に賛成する旨の意見を述べております。

なお、本日現在、当社株式の大規模買付に関する具体的提案等を受けている事実はありません。

本対応方針の現対応方針からの主な変更点は以下のとおりです。

- ① 当社取締役会が大規模買付者から提供を受けた本必要情報に加えて追加的に情報提供を求める場合の期限の上限を設定いたしました。
- ② 大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合に、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定していない旨を明確化いたしました。
- ③ 語句の修正、文言の整理等を行いました。

【現対応方針を継続する理由】

当社グループの関連業界におきましては、電力関連では、経営効率化の深耕により、設備投資の抑制や調達価格の低減が継続されており、厳しい状況が続いております。また通信関連では、ビルやマンションなど建物屋上の小型基地局設置や大型基地局のメンテナンス工事が中心であり、道路関連でも競合他社との価格競争により、引き続き厳しい状況であります。

このような環境のなか、当社グループは、生産体制の最適化を目指し、2017年12月に砂町工場の八千代事業所への移転を完了させるとともに、一層の生産効率化ならびに重点的な設備投資による収益性の向上などに努めてまいりました。

一方、現時点の日本の資本市場と法制度のもとにおいては、このような当社グループの強みを損ない、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性は、決して否定できない状況にあります。

金融商品取引法では、一定の大規模買付行為に対し公開買付を義務付けるとともに、開示や手続きに係るルールを定めておりますが、原則として市場外取引のみを適用対象としており、市場内取引については適用されません。また、突然の敵対的な大規模買付行為が行われる場合では、対象企業からの質問に対し買付者は理由を明らかにした上で回答を拒否できること、公開買付期間の上限が実質的に30営業日となる可能性が高いことなどから、株主の皆さまに必要な情報と検討期間が確保されないリスクがあると考えられます。

当社の現対応方針の目的は、大規模買付者やその提案内容などについて株主の皆さまの検討に必要な情報と時間を確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことにあることから、本定時株主総会における株主の皆さまのご承認を条件として、3年間を有効期間として継続するものであります。

1. 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならぬと考えております。

一方、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社の株主の在り方は、市場での自由な取引を通じて決まるものであり、当社の支配権の移転を伴う買収行為がなされた場合に、これに応じるか否かの判断も最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆さまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不相当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価

値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断し、法令および当社定款によって許容される範囲で必要かつ相当な措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、次のような取組みを実施しております。

(1) 中長期的な経営戦略

当社は、1929年の創業以来、一貫して電力、通信、鉄道、道路など、わが国の公共基幹産業に配電金物や鉄塔をはじめとする資材を提供し、社会インフラ整備の一翼を担い現在に至っております。

当社グループを取り巻く経営環境は、既存事業の成熟化や経済環境の変化などにより、需要が大幅に減少しており、また、受注競争の激化に伴う販売価格の下落により、採算性の悪化を招くなど、業界全体が極めて厳しい状況下にあります。

このような状況に対処するため、当社グループは、『『チェンジ&チャレンジ』～積極的なリスクテイクとそれを支える環境の再構築～』を経営方針に掲げ、

- (a) 生産体制の最適化
- (b) 成長力の強化
- (c) 新事業の創出

を重点方策とし、グループ各社との連携をより一層充実して、経営全般の効率化を推進しています。

具体的な取組みとしては、生産体制の集中化・最適化による抜本的な改革を進めるとともに、電力流通関連、情報通信関連、道路施設関連において注力製品を洗い出し、生産効率化により競争力を強化し、更に当社グループが保有する技術や研究成果、設備を活かした新たなビジネスモデルを構築し、競争が激化する既存市場や新規事業分野において勝ち抜く柔軟な経営を目指しております。

このような取組みにより、経営環境の変化にも柔軟に対応しつつ、将来にわたる成長と株主還元の実現に鋭意努力する所存であります。

(2) コーポレート・ガバナンスの強化

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値の継続的な向上を図るとともに、社会から信頼され、必要とされる企業となるために、経営の透明性、法令等の遵守、業務の適正性と効率性の追求、社会から有用とされる製品やサービスを提供することにより企業の社会的責任を果たしていくことが重要

であると考えております。

当社グループは、1959年1月に創業者 那須仁九郎による三章からなる社憲「人の和」、「誠実」、「奉仕の心」を制定し、当社グループの経営の拠りどころとして事業を展開し、現在に至っております。また、「企業行動規範」を定め、法令や社会ルールを守る高い倫理観と厳しい自己規律を実現し、社会から求められる企業となることを目指しております。

当社は、取締役会の監査・監督機能のより一層の強化とガバナンスの更なる充実を図り、経営の公正性、透明性および効率性を高めるため、2015年6月開催の第93回定時株主総会において監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これにより、取締役会は社外取締役2名を含む3名の監査等委員である取締役を新たに追加した構成となり、意思決定の迅速化および監査等委員会による監査・監督機能のより一層の強化等が図れ、取締役会全体の実効性が高まっております。

業務執行における重要事項を審議する会議体としては、常務会、リスクマネジメント委員会などの専門委員会を設けており、代表取締役の業務執行上の意思決定を支援しています。

3. 本対応方針の内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み）

(1) 本対応方針継続の目的

本対応方針は、上記1.に記載した会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、現対応方針を継続するものです。

当社は、当社株式に対する大規模な買付行為や買付提案が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えられるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合にそれに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、前述のとおり、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が株式の大規模な買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不相当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

以上の状況を踏まえ、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付等が行われた場合に、株主の皆さまが適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付等がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆さまのご承認を条件に、現対応方針の内容を一部語句の修正し、本対応方針として継続することといたしました。

(2) 本対応方針の対象となる当社株式の買付

本対応方針の対象となる当社株式の買付とは、①特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定す

るものをいいます。) および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3:株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

(3) 特別委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現対応方針と同様に特別委員会規程(概要につきましては、別紙2をご参照ください。)に基づき、特別委員会を設置いたします。特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役または社外有識者(注4)のいずれかに該当する者の中から選任します。本対応方針継続後に選任する特別委員会委員は、社外取締役の木村 英知氏、社外有識者としての本村 健氏、戸澤 晃広氏の3名が就任いたします。(特別委員候補者につきましては、別紙2をご参照ください。)

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。特別委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、特別委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を得ることができるものとします。

注4:社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

(4) 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会等による一定の評

価・検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

① 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- (a) 大規模買付者の名称、住所
- (b) 設立準拠法
- (c) 代表者の氏名
- (d) 国内連絡先
- (e) 提案する大規模買付行為の概要
- (f) 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨を公表し、必要に応じその内容についても公表します。

② 大規模買付者から当社への必要情報の提供

当社取締役会は、上記(4)①(a)から(f)までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する必要な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリスト(以下「必要情報リスト」といいます。)を記載した書面を交付します。そして大規模買付者には、必要情報リストの記載にしたがい、本必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

本必要情報の一般的な項目は次のとおりです。その具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆さまのご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- (a) 大規模買付者およびそのグループ(共同保有者、特別関係者および組合員(ファンドの場合)その構成員を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴、または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等)に関する情報を含みます。
- (b) 大規模買付行為の目的、方法および内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等)を含みます。
- (c) 大規模買付行為の当社株式に係る買付価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)
- (d) 大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます))

す。)の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

- (e) 大規模買付行為の完了後に想定している当社および当社グループの役員候補(当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- (f) 大規模買付行為の完了後における当社および当社グループの顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関しての変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定する場合があります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提供していただいた情報を精査した結果、当該情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限(最初に本必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。)を定め、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するために必要十分な本必要情報の全てが大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送し、特別委員会に対して本必要情報を提出するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わない場合であっても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記③の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された本必要情報は、特別委員会に提出するとともに当社株主の皆さまの判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

③ 当社取締役会による本必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント

その他の専門家)等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、特別委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆さまへ代替案を提示することもあります。

(5) 大規模買付行為が実施された場合の対応

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆さまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が例えば以下の(i)から(viii)のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲内で、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることがあります。

- (i) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合(いわゆるグリーンメーラーである場合)
- (ii) 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合
- (iii) 当社の経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合
- (iv) 当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている場合
- (v) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収(最初

の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことなど、株主の皆さまのご判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆さまに当社株式の売却を強要する恐れがあると判断される場合

- (vi) 大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合
- (vii) 大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分または不適切であるため、当社グループの事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
- (viii) 大規模買付者による支配権獲得により、当社の株主の皆さまはもとより、当社グループの持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な、顧客、取引先、従業員、地域関係者その他利害関係者との関係を破壊するなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情を合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

③ 取締役会の決議、および株主総会の開催

当社取締役会は、上記①または②において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間およびその他の行使条件を設けることがあります。ただし、当社は、この場合において、大規模買付者が有する新株予

約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

また、当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆さまに本対応方針による対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆さまに対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

④ 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記3.（4）①「大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までの期間（株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間終了までの期間）を大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

⑤ 対抗措置発動の停止等について

前記③において、当社取締役会または株主総会において、具体的対抗措置を講じることの決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の意見または勧告を十分に尊重したうえで、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、または無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でない

と当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の効力発生日の前日までの間は新株予約権の無償割当て等の中止、または新株予約権の無償割当て後において、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様の新株予約権は消滅します。）の方法により、対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令および当社が上場する金融商品取引所の規則等にしたいがい、当該決定について適時・適切に開示いたします。

4. 株主の皆さまに与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主の皆さまに与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆さまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を目的としています。これにより、株主の皆さまは、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切なお判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆さまが適切なお判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記3. (5)「大規模買付行為が実施された場合の対応」に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主の皆さまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆さまに与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組上、株主の皆さま（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者および会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを選定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時・適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新

株主予約権の割当期日において株主名簿へ記録されている株主の皆さまに対して割当てを実施します。株主の皆さまは引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆さまに対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主の皆さまは、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

5. 本対応方針の適用開始、有効期限、継続および廃止

本対応方針は、本株主総会における株主の皆さまのご承認をもって発効することとし、その有効期限は2021年に開催予定の当社第99回定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本対応方針は、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本対応方針の有効期間中であっても、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から本対応方針を随時見直し、株主総会の決議により必要に応じて本対応方針を変更することがあります。

このように、本対応方針について継続、廃止または変更等の決定を行った場合には、当社取締役会は、その内容について、速やかに公表いたします。

なお、当社取締役会は、本対応方針の有効期間中であっても、本対応方針に関する法令、当社が上場する金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆さまに不利益を与えない場合には、必要に応じて特別委員会の賛同を得たうえで、本対応方針を修正または変更することがあります。

6. 本対応方針の合理性について（本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

当社では、本対応方針の設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本対応方針が上記1.の会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入・継続されていること

本対応方針は、上記3.(1)「本対応方針継続の目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆さまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入・継続したものです。

(3) 株主意思を反映するものであること

本対応方針は、株主総会における株主の皆さまのご承認をもって発効することとしており、その継続について株主の皆さまのご意向が反映されることとなっております。また、本対応方針継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆さまのご意向が反映されます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本対応方針における対抗措置の発動は、上記3.(5)「大規模買付行為が実施された場合の対応」に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本対応方針の透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

(5) デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役（監査等委員であるものを除

きます。)の任期を1年としており、監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以 上

特別委員会規程の概要

- ・ 特別委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役（監査等委員であるものを含む。）または社外有識者（経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者またはこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- ・ 特別委員会の委員の任期は、本対応方針の有効期限までとする。ただし、社外取締役である委員の任期は、その社外取締役としての任期が本対応方針の有効期限より以前に到来する場合は、社外取締役として再任される場合を除き、社外取締役の任期と同じとする。
- ・ 特別委員会は、取締役会から諮問を受けた場合、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由および根拠を付して取締役会に対して勧告する。
 - ① 大規模買付者に対抗するための新株予約権の発行等、会社法その他の法律および定款が認める対抗措置の発動または不発動
 - ② 対抗措置の発動に伴う株主総会開催の要否
 - ③ 大規模買付者の大規模買付行為の撤回等に基づく新株予約権の無償取得、発行中止その他の対抗措置の停止等
 - ④ 前三号に準じる重要な事項
 - ⑤ その他、取締役会が判断すべき事項のうち取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ・ 特別委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができるものとする。
 - ① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
 - ② 大規模買付者が当社取締役会に提供すべき必要情報の決定
 - ③ 必要情報の提供完了の決定
 - ④ 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
 - ⑤ 大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの決定
 - ⑥ 本対応方針の修正または変更の承認

⑦ その他取締役会が特別委員会が行うことができるものと定めた事項

- ・ 特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 特別委員会の決議は、委員の過半数が出席し、委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

特別委員会の委員略歴

本対応方針継続後の特別委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

木村 英知 (きむら ひでとも) 当社社外取締役

略 歴 1949年 1月 生
1971年 4月 三菱自動車工業株式会社入社
2003年 6月 当社 社外監査役
2015年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)
現在に至る

※木村 英知氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

本村 健 (もとむら たけし) 弁護士

略 歴 1970年 8月 生
1997年 4月 弁護士登録・岩田合同法律事務所 入所 (現任)
2003年 6月 University of Washington School of Law(LL.M.)
2003年 10月 ステップトゥ・アンド・ジョンソン法律事務所(Steptoe&Johnson LLP)ワシントン・オフィス勤務
2015年 4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官 (2018年3月迄)
現在に至る

※ 本村 健氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

戸澤 晃広 (とざわ あきひろ) 弁護士

略 歴 1980年 3月 生
2005年 10月 弁護士登録・長島・大野・常松法律事務所 入所
2011年 9月 クイン・エマニュアル・アークハート・サリバン法律事務所
2013年 1月 TMI総合法律事務所
2016年 11月 T&K法律事務所 (現任)
現在に至る

※ 戸澤 晃広氏と当社との間には取引関係および特別の利害関係はありません。

以 上

新株予約権の概要

1. 新株予約権の割当て方法

新株予約権無償割当て(会社法第277条)の規定により、当社取締役会が新株予約権発行決議において定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式(ただし、同時点において当社の保有する当社普通株式の数を除く。)1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。

2. 発行する新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式数(ただし、同時点において当社の保有する当社普通株式の数を除く。)と同数とする。

3. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。

4. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は1円以上で、取締役会で定める額とする。

5. 譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

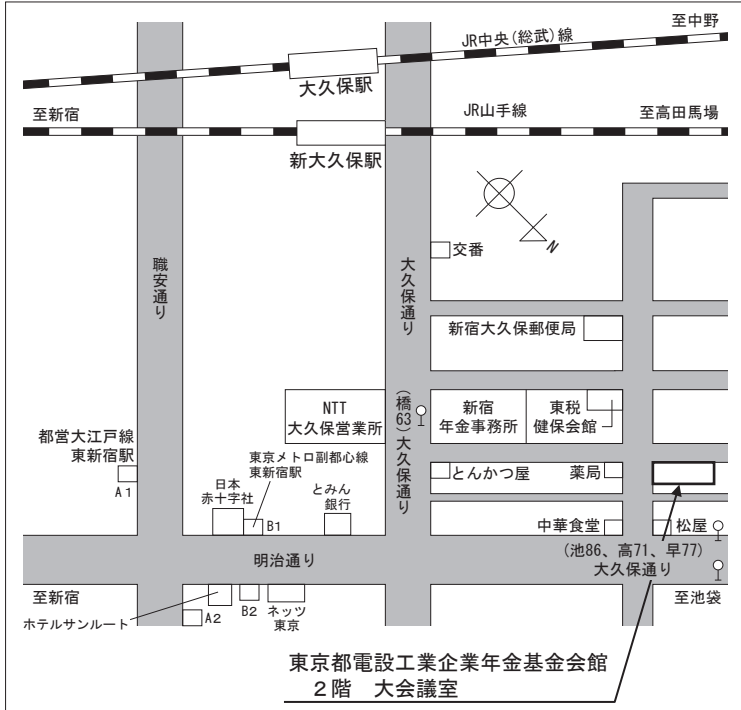
大規模買付者を含む特定株主グループに属するものなどに行使を認めないこと等を新株予約権の行使条件として定めることがある。詳細については、取締役会で別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。なお、取得条項には、新株予約権(上記6.の行使条件のために新株予約権の行使が認められない新株予約権を除く)を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を上限として、取締役会が別途定める数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。なお、当社は、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使を認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない。

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場

東京都新宿区大久保二丁目8番3号
 東京都電設工業企業年金基金会館 2階大会議室
 電話 (03) 5273-0121 (代表)

もよりの駅

JR山手線「新大久保駅」下車、徒歩10分
 JR中央(総武)線「大久保駅」下車、徒歩15分
 都営大江戸線「東新宿駅」下車、徒歩7分
 東京メトロ副都心線「東新宿駅」下車、徒歩5分